

年末調整に向けて

従業員を雇用している事業所
給与担当者・個人事業主 必聴!

所得税「定額減税」の 実務と留意点解説セミナー

自治体からの調整給付金とは? もらったけどいいの?

個人事業主等
確定申告で
減税対応

月次で
引ききれない
場合は?

月次減税で誤りや
変動があった場合は?

6年6月2日以降に
雇用の方への対応は?

大事な源泉徴収票
への対応は?

今年6月から始まった定額減税制度は、月次減税対象者について年末調整で清算事務を行う必要があるため、本セミナーでは制度のおさらいから年末調整時の対応など、詳しく解説します。経営者、経理担当者、税務に関わる方に重要な内容ですので、ぜひご参加ください。

1. 定額減税の概要・対象者、月次減税事務のおさらい
2. 年調減税事務の手順 対象者の確認、年調減税額の計算、年調減税額の控除
3. 源泉徴収票への表示～年末調整済みの源泉徴収票、年末調整を行っていない源泉徴収票
4. 定額減税調整給付の概要と対応について 調整給付金とは? もらったけどいいの?
5. 個人事業主等、確定申告で定額減税を行う方
6. その他改正点 ・「給与所得者の保険料控除申告書」の記載方法の改正
・「給与所得者の扶養控除等申告書」「従たる給与についての扶養控除等申告書」の改正
7. 質疑応答

《とき》 6年 11 月 13 日(水) 14:30~16:30

《ところ》 鯉ヶ沢町商工会館 《受講料》 無料

講師

株式会社 応頼会計事務所 蛸名 哲治
蛸名 哲治 税理士事務所 所長

昭和63年青森高校卒業。平成元年税務大学校卒業。青森・秋田・宮城の税務署勤務(主に法人税の調査担当) 仙台国税局勤務(課税総括課に従事)、消費税「軽減税率制度(説明会講師)」等にも従事、令和3年税理士登録。



[主催] 鯉ヶ沢町商工会

[共催] 商業・工業・サービス部会、鯉ヶ沢町青色申告会

[申込先] TEL72-2376 / FAX72-6653

11月8日(金)まで商工会へお申し込みください。

《11月13日 定額減税対応セミナー 参加申込書》

事業所名		TEL	
受講者名	①	②	③

本申込書で得た個人情報はセミナー以外で使用いたしません。

※当日、体調が悪い方(発熱、咳、のどの痛み等)は参加をご遠慮くださいますようお願いいたします。